

役 場 か ら の お 知 ら せ

住民税務課

問い合わせ 住民税務課 医療年金係 まで

●国民年金法の改正について

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成21年6月26日に公布され、基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1への引上げをすることになりました。これにより、平成21年4月分以降の国民年金保険料免除期間を有する場合の老齢基礎年金の計算は次のとおり改正されました。

$$792,100円 \times \left[\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済} \\ \text{月数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times 4/8^* \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の3免除} \\ \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times 5/8 \end{array} + \begin{array}{c} \text{半額免除} \\ \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times 6/8 \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の1免除} \\ \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times 7/8 \end{array} \right] \times 40\text{年(加入可能年数)} \times 12$$

法律改正前の平成21年3月分以前のみ保険料免除期間を有する場合は次のとおりです。

$$792,100円 \times \left[\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済} \\ \text{月数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times 2/6^* \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の3免除} \\ \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times 3/6 \end{array} + \begin{array}{c} \text{半額免除} \\ \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times 4/6 \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の1免除} \\ \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times 5/6 \end{array} \right] \times 40\text{年(加入可能年数)} \times 12$$

○平成21年3月分以前と平成21年4月分以降の両期間ともに免除期間がある場合は、期間に応じて上記の計算割合を分子に組み合わせて計算することになります。

※保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数として換算する場合、今までは3分の1月と算定されたものが、2分の1月と算定することになりました。

【ご注意】

今回の改正において国民年金保険料納付金額(1/4・半額・3/4納付含む)についての変更はありません。

教 育 課

問い合わせ 教育課 生涯学習係 まで

●平成22年成人式を行います！

■と き 平成22年1月10日(日) 受付 午前11時から 式典 午前11時30分から

■会 場 八百津町ファミリーセンター大ホール

■対象者 平成元年4月2日～平成2年4月1生まれの方

■内 容 式典・記念写真撮影と恩師と語る会(パーティー形式)

■申込み 対象者となる方には、11月末に案内状を送付いたしますが、12月10日までに届いていない方は、教育課までお問い合わせください。

成人式「誓いの言葉」募集!!

成人式式典の中で、「誓いの言葉」を発表していただく新成人の方を募集します。大人として第一歩を踏み出した誓いの決意をあなたの言葉で発表してみませんか。昨年は2人の成人者が、効果音も入れながらペアで発表してくれました。ショーアップしたそんなアイデアも受け付けます。ぜひご応募ください！

申込み期限 10月30日(金)



一生に一度の大切な時間をみんなで迎えましょう